

入札日から発行日までの期間短縮について（案）

平成 20 年度から、利付国債の発行日を、原則 T （入札日）+ 3 日とする（下表参照）。

利付国債の発行日前倒し（例：19 年 11 月）

入札日	年限	償還日	発行日（現）		発行日（新）	前倒し日数
第 1 週	10 年 債	20 日	20 日	$T+13$	$T+3$	10 日
	40 年 債			$T+10$		7 日
	10 年物国	10 日	10 日	$T+3$	不変	—
第 2 週	5 年 債	20 日	25 日	$T+11$	$T+3$	8 日
第 3 週	30 年 債			$T+4$		1 日
	15 年変国			$T+3$	不変	—
第 4 週	20 年 債	20 日	月末	$T+6$	$T+3$	3 日
最終週	2 年 債	15 日	15 日	$T+12$	不変	—

（注 1）発行月が償還月（3、6、9、12 月）と同じ月の場合、 $T+3$ が 20 日より前になるときは、20 日発行とする。

（注 2）2 年債、10 年物価連動債、15 年変動債及び流動性供給入札の発行日については、現行どおりとする。

（注 3）11 月に発行がない年限は、19 年 10 月を例としている。

SCレポ(貸借)〔O/N〕レートの推移 (5年新発債)

